

健生発 0430 第 3 号
7 輸国 第 417 号
令和 7 年 4 月 30 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）向けに輸出する食肉等については、食品の種類毎に定める「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙EU-A1、EU-A2、EU-A3 及び EU-A4 に基づき取り扱われているところです。

- ・EU-A1：英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱
- ・EU-A2：英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出ケーシングの取扱要綱
- ・EU-A3：英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱
- ・EU-A4：英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いいたします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 別紙 EU-A1 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文 4 「輸出要件」等に、牛肉の由来する牛が委員会委任規則 2023/905 を遵守していることについて申告が必要な輸出先国として、スイス及びリヒテンシュタインを追加
- (2) 本文 6 「適合施設の認定等に係る手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を追加
- (3) 本文 7 「認定後の事務等」の (1) ⑤に示す輸出検疫証明書の様式について、取扱要綱の別紙様式から削除
- (4) 本文 7 「認定後の事務等」の (4) に、地方厚生局の輸出食肉検査担当官による査察の実績に応じて支障がないと認める場合は、当該査察の頻度を減ずることを可能とする旨を追加
- (5) 本文 8 「補足」に、規則 1688/2005 に示すサルモネラ属菌検査の追加要件等が求められる国として、ノルウェーを追加
- (6) 別紙様式 7-3 等について、委員会実施規則 2023/2744 に基づく輸出検疫証明書の様式改正に伴い、衛生証明書等の様式を改正
- (7) その他所要の改正

2 別紙 EU-A2 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 別紙様式 5 等について、委員会実施規則 2023/2744 に基づく EU 等向け輸出検疫証明書の様式改正に伴い、衛生証明書等の様式を改正
- (2) 別添 3 について、他の食品の EU 等向け残留物質等モニタリングの実施要領と記載を合わせるよう改正
- (3) その他所要の改正

3 別紙 EU-A3 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文 6 「認定等の手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を追加
- (2) 本文 7 「認定後の事務等」の (1) ⑤に示す輸出検疫証明書の様式について、取扱要綱の別紙様式から削除
- (3) 本文 8 「補足」に、規則 1688/2005 に示すサルモネラ属菌検査の追加要件等が求められる国として、ノルウェーを追加
- (4) 別紙様式 7-3 等について、食肉製品の原料となる牛肉の由来する牛に関するホスホン酸誘導体（ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分

- とする製剤)の使用歴の申告に係る記載を追加
- (5) 別紙様式 8－1 等について、委員会実施規則 2023/2744 に基づく E U 等向け輸出検疫証明書の様式改正に伴い、衛生証明書等の様式を改正
 - (6) その他所要の改正

4 別紙 EU-A4 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文 4「施設認定に係る手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を追加
- (2) 本文 5「認定後の事務」の(1)に示す衛生証明書の様式について、取扱要綱の別紙様式から削除
- (3) 新たな別紙様式 5 として、E U 向け輸出食品の原材料として E U 以外の国・地域へ輸出されるゼラチンの衛生証明書様式を策定
- (4) その他所要の改正